失業・住居喪失等の状況から生活再建を目指す方へ

- 離職によって住居を失ってお困りの方や、生活費にお困りの方には、総合支援資金以外にも公的な支援策があります。
- 総合支援資金は、就労意欲のある離職者に対する**第二のセーフティネット**として位置づけられ、これは、「雇用保険」と「生活保護制度」の間を支援する制度のことであり、各制度の利用に優先順位が設けられています。
- 総合支援資金については、雇用保険の失業給付等を現に受けることができず、職業訓練の受講を希望しない場合に住居確保給付金と合わせて利用を検討します。

下の表に沿って、ご自身のあてはまる可能性のある支援策を順番に確認してください

1　住む家がある

いいえ ▷ **自立相談支援機関へ**

住居喪失の方は、まずは
近隣、もしくは居住予定地の
自立相談支援機関に相談してください。

就労自立が見込める場合 ◁

はい ▽

2　ハローワークへ

居住地のハローワークで**「求職申込」**および
「雇用保険・雇用施策利用状況の確認」
をしてください

はい ▽

3　雇用保険の受給手続きの確認

受給資格がないまたは給付制限期間中であるため、失業等給付を受給できない

いいえ ▷ **失業等給付の受給**

はい ▽

第二のセーフティネット

4　職業訓練を受講したい

はい ▷ **職業訓練受講給付金**

いいえ ▽

5　自立相談支援機関へ

住居確保給付金（給付） の利用を確認した

はい ▽

連携による支援

6　社会福祉協議会へ

総合支援資金（貸付と相談支援）

臨時特例つなぎ資金（貸付）
【住居喪失者の場合】

7　福祉事務所

生活保護制度（給付）

困窮度が高い場合や、就労自立が難しい場合等 ▽

※ ----------> 住居喪失者の場合

それぞれの支援策には対象の要件があり、要件に該当しない場合は利用することはできません。
第二のセーフティネットの各制度の概要は裏面に掲載しています。各制度の詳細については、支援策ごとのパンフレット・リーフレットをご参照ください。

東京都社会福祉協議会